

**「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び
西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針(案)」
に対する意見及び考え方**

**2020年8月21日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課**

意見募集の結果

実施期間 令和2年7月2日(木) ~ 7月31日(金)

意見提出者(五十音順) 合計11者

【電気通信事業者等 :9者】

UQコミュニケーションズ(株)、ソフトバンク(株)、日本電信電話(株)、(一社)日本ケーブルテレビ連盟、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、楽天モバイル(株)、(株)オプテージ、KDDI(株)

【個人:2者】

	意見	考え方	案の修正
1 目的			
意見1-1 資材調達を取り巻く環境の変化を踏まえ、共同調達の実施が認められたことに賛同。実施にあたっては、指針の内容等を踏まえ適切に対応していく考え。		考え方1-1	
1	<ul style="list-style-type: none"> NTTグループ全体の調達額に占めるNTT・NTT東西の調達額の割合は大きく低下し、市場に与える影響は小さくなっていること、かつては国内の総合通信ベンダからの調達が大宗を占めていたものが、グローバル通信ベンダからの調達へとシフトしていること、共同調達スキームは様々な業界で広く活用されていること等、資材調達を取り巻く環境は大きく変化しています。 このような環境変化を踏まえ、今回、旧NTTから分離した新会社（NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ、NTTコムウェア）とNTT・NTT東西との間の共同調達の実施が認められたことに賛同します。 当社としては、共同調達を通じて、更なる調達コストの低減を図り、研究開発力の強化等による国際競争力の強化、多様で革新的なサービスの創出、増大するサイバーセキュリティ上の脅威への対応、激甚化する災害対策への取組み強化、低廉なネットワークサービス提供料金の実現等による利用者利便の向上に努めるとともに、他事業者に対しても、NTTグループ各社と同等の条件での共同調達への参加機会を付与することで、我が国における電気通信市場の活性化に寄与していく考えです。 今回の共同調達の実施にあたっては、「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」の内容等を踏まえ、適切に対応していく考えです。 <p style="text-align: right;">【日本電信電話株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 賛同の御意見として承ります。 	
2	<ul style="list-style-type: none"> NTTグループ全体の調達額に占めるNTT・NTT東西の調達額の割合は大きく低下し、市場に与える影響は小さくなっていること、かつては国内の総合通信ベンダからの調達が大宗を占めていたものが、グローバル通信ベンダからの調達へとシフトしていること、共同調達スキームは様々な業界で広く活用されていること等、資材調達を取り巻く環境は大きく変化しています。 このような環境変化を踏まえ、今回、旧NTTから分離した新会社（NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ、NTTコムウェア）とNTT・NTT東西との間の共同調達の実施が認められたことに賛同します。 当社としては、共同調達を通じて、更なる調達コストの低減を図り、多様で革新的なサービスの創出、データ流通量の増大や多様なサービスの円滑な提供に対応できる情報通信ネットワークの高度化、激甚化する災害対策への取組み強化、低廉なネットワークサービス提供料金の実現等による利用者利便の向上に努めるとともに、我が国における電気通信市場の活性化に寄与していく考えです。 今回の共同調達の実施にあたっては、「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」の内容等を踏まえ、適切に対応していく考え 		

	です。		
	【東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社】		
意見1-2 NTT等と分離会社との間における共同調達は今後も原則として禁止を維持すべき。		考え方1-2	
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 等と分離会社との間における共同調達を禁止することは、今後も原則として維持されるべきと考えます。 ・ 本指針では前記原則を引き続き維持しつつ、公正競争を阻害しない範囲において、調達コストの低減に加え、NTT グループ会社以外の電気通信事業者に対しても、NTT グループ会社と同等の条件で共同調達に参加する機会を付与することの実施に努めること等により、他の電気通信事業者を含む利用者等への利益の還元が行われる前提で例外として共同調達を認めるものと理解しております。 ・ 公正競争の確保に支障が生ずるおそれがないか、利用者等への利益の還元が適切に行われているか、適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保等に寄与しているかを常に検証しつつ、明確な指針の下で適正に実施されることを希望します。 <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として承ります。 	
意見1-3 本指針により、共同調達の実施に当たっての基本的な考え方、NTT等及び分離会社が講ずる必要がある具体的な措置が明確化されたことは、公正な競争環境を維持する上で重要。		考え方1-3	
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTグループの共同調達については、NTTグループの巨大な購買力により、競争環境にゆがみが生じ、公正な競争環境を阻害するおそれのあることも考えられるため、本指針により実施に当たっての基本的な考え方が示されるとともに、NTT 等及び分離会社が講ずる必要がある具体的な措置が明確化されたことは公正な競争環境を維持する上で、重要なことであると考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として承ります。 	
意見1-4 NTT 事業計画認可申請に共同調達計画が含まれる場合、本指針の遵守等を認可の条件とするべき。		考え方1-4	
5	<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、本指針案「5 利用者利益の確保等」においてNTT等に求められている以下の事項は、日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」という。)第三条で定める NTT 等の責務そのものであり、NTT 等が、事業計画の一部を構成するものとして、共同調達の実施計画等を事業計画認可申請の中に含めることは、一定の合理性があると考えます。 ○ 共同調達を実施することにより得られた調達コストの削減等の効果を、他の電気通信事業者を含む利用者に対して適切に還元するとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資に充てること。 ・ したがって、NTT 等が事業計画認可申請の中で共同調達について触れる際には、本指針案を遵守して共同調達を行うこと及び共同調達に係る具体的な実施計画(数値等含む)等を明記し、事業計画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「NTTグループにおける共同調達に関する検討会」第3回 会合において、NTTより、規律を遵守しつつ共同調達を実施することについてNTT等の事業計画への記載を予定している旨の表明があったことから、同社において、いただいた御意見も踏まえつつ、適切に検討され、申請されるものと考えます。 	

	<p>の認可プロセスの中で、包括的に認可されることが重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>		
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT グループにおける共同調達に関する検討会(以下、「検討会」)(第3回)において、日本電信電話株式会社(以下、「NTT 持株会社」)殿より、NTT 持株会社殿、東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」)の日本電信電話株式会社等に関する法律(以下、「NTT 法」)第12条に基づく事業計画の認可申請において共同調達の活用を含める旨の発言がありました。当該認可に際して「日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社に係る共同調達に関する指針」(以下、「本指針」)の遵守する旨の記載がない場合には、認可時において本指針の遵守を条件として付すべきと考えます。これにより、電気通信事業法に加えて NTT 法に基づく監督及び行政処分も可能となり、本指針の実効性を確保することに対して一定の効果が見込まれるものと考えます。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
意見1-5 NTT の自主的な取組についても検証・公表が必要。		考え方1-5	
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本指針案は、NTT 等と分離会社との間における共同調達(以下、「共同調達」という。)を例外的に認めるにあたって、基本的考え方や NTT 等及び分離会社が講ずる必要がある具体的な措置等を明確化したものですが、必要な報告・検証・公表を通じて適正性・透明性等を確保し、継続的に公正競争に与える影響について検証、必要な対応を講じていくことが重要であると考えます。 ・ また、NTT グループにおける共同調達に関する検討会(以下、「本検討会」という。)において、共同調達を例外的に認めるにあたって、NTT は、公正な競争環境を確保するために、以下のような取り組みを自主的に行うと宣言したところです。 <ul style="list-style-type: none"> ①毎年度の NTT 等の事業計画認可申請の中で共同調達について触れること ②共同調達の資材をグローバル市場で取り扱われる商材に限定すること ③NTT 等と分離会社間にファイアーウォールを設けること など ・ これらの自主的な取り組みについては、NTT 等が実施することを前提として本指針案の検討がなされたことから、本指針案「7 指針の見直し等」で定める検証の中で、あわせて NTT 等の自主的な取り組みの実施状況等についても検証・公表が必要だと考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「NTTグループにおける共同調達に関する検討会」第3回会合において、NTTより、事後検証に当たって自主的に協力する旨の表明があったところであり、今後、NTT等の協力を得ながら、事後検証の実施に向けて、いただいた御意見も参考としつつ必要な検討を進めてまいります。 	

	意見	考え方	案の修正
2 共同調達が例外的に認められる資材			
意見2-1 特定の資材において、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがある場合は、対象資材の除外や限定をすべき。		考え方2-1	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本指針案「7 指針の見直し等」で定める検証の中で、特定の資材において、NTT等及び分離会社の総調達額に占めるNTT等の総調達額の割合が高く、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがある場合は、当該資材について、「2 共同調達が例外的に認められる資材」から除外する運用が必要です。 ・ 特に、ローカル5Gにも利用される無線通信装置・機器(無線基地局、固定無線通信端末等)については、NTT東西とNTTドコモによる共同調達によって、CATV事業者等ローカル5Gを担う地域の主体の競争排除につながっていないか等、公正競争に与える影響について、継続的に注視していく必要があると考えます。 ・ 共同調達が例外的に認められる資材は、「電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラムに限る」となっておりますが、これら資材は、具体的には本検討会第2回会合でNTTが示した以下の資材に限定されていると理解しております。 <ul style="list-style-type: none"> ① ネットワーク系装置 :ルータ、スイッチ、伝送装置 等 ② サーバ系装置 :サーバ、ストレージ 等 ③ 端末系装置 :PC、タブレット端末、ビジネスホン等 ④ ソフトウェア :OS、オフィススイート、データベースソフト等 ⑤ ケーブル類 :光ケーブル、メタルケーブル、ONU 等 ⑥ その他物品 :上記に付属するもの(ラック、什器類、メーカー保守・サポート 等) ・ また、「NTTドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供をうけるために必要な端末装置を除く」については、本検討会第3回会合で確認させていただいたとおり、NTTが示したスマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット端末に加え、ルーターや通信モジュール等も含まれると理解しております。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御指摘の点については、「NTTグループにおける共同調達に関する検討会」において議論がなされ、共同調達が例外的に認められる資材から予め除外する必要性は現時点では認められず、事後検証において公正競争への影響等を注視すべきとの指摘があったことを踏まえ、指針(案)において共同調達が例外的に認められる資材を規定しているところであり、これを受け、今後、NTT等が総務省に報告・公表する実施計画において、具体的な対象資材が明確化されることが適当と考えます。 ・ 「端末装置」については、NTTドコモの移動通信サービスの提供状況を踏まえれば、例えば、スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット端末、モバイルルータ、通信モジュール等が該当すると考えます。 ・ 事後検証については考え方1-5のとおりです。 	
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証 最終答申(2019年12月17日 情報通信審議会)(以下、「最終答申」)P.52において、「NTTグループの強い購買力を背景とした公正競争の阻害を防止するというNTTグループの共同調達に係るルールの趣旨は引き続き維持しつつも、公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認める」とあるとおり、共同調達はNTT分離・分割の際の公正競争要件のひとつとして原則禁止を維持しつつ、公正競争を阻害しない範囲におい 		

	<p>て例外的に一部認めるものであると認識しています。このことを踏まえれば、NTT グループ独自仕様の固定化等相互接続・卸を受ける事業者の事業に制約を与える懸念があるもの(サーバ、ルータ等)、NTT 東西殿と NTT ドコモ殿の連携が懸念されるもの(無線基地局設備等)は、共同調達が例外的に認められる資材から除くべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	
10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 端末装置を除外する規定が「同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する」「当該サービスの提供を受けるために必要な」等と限定的です。 ・ また、ローカル5G・5Gの構築にあたり、NTT 東・西とドコモが共通の無線機(ローカル5Gと5Gの帯域をカバー)を共同調達する等の可能性があり得ることから、事後的に、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められた資材は個別に除外可能とすべきです。 ・ このため、上記下線部を次のように修文すべきと考えます。 <p><修文案></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (NTTドコモが販売することを目的として調達する端末装置及び総務省における共同調達の実施状況等に基づく検証において公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められた資材を除く。) <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	
11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本答申案では、共同調達が例外的に認められる資材から、NTTドコモが調達する端末装置のみ除外されており、ネットワークに係るその他通信装置及び関連装置は全て含まれております。 ・ しかしながら、無線通信機器の調達においては、コアネットワーク装置及び基地局についても、NTT等による共同調達が公正競争を阻害する懸念があります。例えば、NTT 東西と NTT ドコモが、ローカル 5G と 5G の周波数帯域に対応した基地局を共同調達することで、NTT 東西が優位な経済条件等でローカル 5G 展開等を進めることが可能になります。また、今後 SA(Stand-Alone)構成を前提とした基地局とコアネットワークの一体的な構築が進むことが想定されることから、同優位性はコアネットワークにも及ぶことは必至です。 ・ これにより、5G・ローカル 5G のインフラ整備段階から、採用する技術仕様等において NTT 等が主導する条件を前提とした整備が進み、他電気通信事業者やユーザにおける選択の余地を狭める等、結果的に消費者の利便性を損ねる懸念があります。特に、今後ローカル 5G のユースケース拡大等に伴い、ローカル 5G とキャリア 5G が連携したシームレスな整備も想定されることから、関連市場における NTT 等の市場支配力の増大につながる懸念があります。 ・ 上記の理由から、共同調達が例外的に認められる資材から、無線通信機器においては端末装置のみならずコアネットワーク装置及び基地局を除外するべきと考えます。 ・ また、NTT 等及び分離会社の総調達額に占める NTT 等の総調達額が高い資材は、公正競争に与 	

	<p>える影響が大きいことから、事後検証の結果も踏まえ、対象資材毎に検証し、必要に応じて除外するような運用を導入すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	
12	<p>・ 共同調達为例外的に認められる資材の内、「NTTドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な端末装置を除外する」ことを本指針にて示されているところ、将来的にIoTモジュールの需要が増加した場合等、公正競争に影響を及ぼす資材が新たに生じることが考えられることから、例外的に認められる資材についても、引き続き検証することが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社オプテージ】</p>	
意見2-2 グローバル市場で取引される資材に限定すべき。		考え方2-2
13	<p>・ 検討会(第3回)における、次の2点のご回答を踏まえ、下記修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。</p> <p>○ NTT持株会社殿による「共同調達の対象とする資材がグローバル市場で取り扱われている資材というのはそのとおり」(第3回検討会議事概要 P.21)とのご回答。</p> <p>○ KDDI株式会社殿による「対象も、例えばルーターや、通信モジュールといったところも対象になると読めるのですが、その理解でよいか、確認させてください」(第3回検討会議事概要 P.21)との問いに対する、検討会事務局による「この端末装置の中には、御指摘のものが基本的に含まれると理解しています」(第3回検討会議事概要 P.22)とのご回答。</p> <p>【修正案】</p> <p>・ 共同調達为例外的に認められる資材は、電子計算機及び関連装置、通信装置及び関連装置(NTTドコモが、同社の移動通信サービスの利用者に対して販売することを目的として調達する、当該サービスの提供を受けるために必要な通信モジュール・ルータ・ONU等も含む端末装置を除く。)並びにこれらの情報・通信機器において用いられるプログラムのうち、<u>グローバル市場にて取引されているもの</u>に限る。</p> <p style="text-align: center;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>・ 「NTTグループにおける共同調達に関する検討会」において、NTTより、グローバル市場で取り扱われている資材を共同調達の対象とする旨の表明があったことから、今後、NTT等が総務省に報告・公表する実施計画において、具体的な対象資材が明確化されることが適当と考えます。</p>

	意見	考え方	案の修正
3 NTTの再編成の趣旨の徹底			
意見3-1 役員兼任や在籍出向は、共同調達行為開始前の初期段階に限るべき。		考え方3-1	
14	<ul style="list-style-type: none"> 指針案において、「なお、令和2年〇月以降の初期段階においてやむを得ず役員兼任又は在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。」とありますが、本指針案「1 目的」に以下の記載があるように、例外的な共同調達については、公正な競争の確保が前提であり、公正な競争の確保は、NTT法及びNTTの再編成の趣旨等並びに電気通信事業法により確保されるとあることから、NTTの再編成の趣旨等である「役員兼任及び在籍出向の禁止」が確保されないまま共同調達を実施することは、公正な競争の確保の措置がされないまま共同調達を実施することと同義であり、適当ではないと考えます。 ○ 本指針は、共同調達について、NTT等が営む業務と責務との関係を踏まえて、適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保等に寄与するものとしつつ、その実施に当たっては電気通信事業の公正な競争の確保が前提となることを踏まえ、これらを充足し、かつ、バランスの取れたものとする必要があります。これらは、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)及びNTTの再編成の趣旨等並びに電気通信事業法(昭和59年法律第86号)により確保される 仮に、現時点において、役員兼任及び在籍出向があるのであれば、それを解消してから共同調達を実施すべきであるため、当該記載は削除すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指針(案)の公表前に行われた役員兼任及び在籍出向であれば、これに係る役職員を通じて調達情報の流用等が行われる蓋然性は高くないと考えられるため、役職員の負担等も考慮し、原案では、役員兼任及び在籍出向の解消に当たり一定の経過措置を設けたところです。 NTTは、共同調達事業者としてNTT Global Sourcing, Inc. (以下「GS社」という。)を利用することを表明しており、NTTによれば、NTT等及び分離会社とGS社との間で役員兼任は行われていないものの、指針(案)の公表前より在籍出向が行われています。 GS社が米国に所在することも踏まえた在籍出向に係る職員の負担等を考慮すれば、解消に当たり最小限の経過措置を設けることについては一定の合理性があると考えます。 以上を踏まえ、次のとおり修正します。 <p>「なお、令和2年7月時点において現に在籍出向が行われている場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。」</p>	○
15	<ul style="list-style-type: none"> 調達に関する情報は営業・経営上の戦略に密接に関連するものであり、役員兼任や在籍出向はこれらの情報の流用につながる懸念が極めて高いスキームです。 共同調達窓口の設立準備等、共同調達行為が開始される前の準備段階においてはやむを得ない点があるものの、実際に共同調達行為や共同調達に関する情報授受が行われる段階における役員兼任や在籍出向は、上記のような懸念を解消するためにも認められるべきではありません。 したがって、「初期段階」の範囲を明確にすべく、下記修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。 <p>【修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> なお、令和2年〇月以降の共同調達行為開始前の初期段階においてやむを得ず役員兼任又は在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
16	<ul style="list-style-type: none"> 役員兼任又は在籍出向が解消されないまま、なし崩しに共同調達が行われることがあってはならない 		

	<p>と考えます。このため、下記下線部は削除すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>なお、令和2年〇月以降の初期段階においてやむを得ず役員兼任又は在籍出向を行う場合には、できる限り速やかにその状態を解消すること。</u> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>		
意見3-2 ファイアーウォールの実効性について検証・公表すべき。		考え方3-2	
17	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT等、分離会社、共同調達事業者間でのファイアーウォール措置(調達情報の目的外利用禁止やシステムへのアクセス制限等)については、適正に機能しているのか外部からの確認が困難であるため、総務省による事後検証において、ファイアーウォールが実効性をもって機能しているのか検証し、その結果について公表すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考え方1-5のとおり。 	

	意見	考え方	案の修正
4 NTT等の市場支配力との関係			
意見4-1 「50%未満」という閾値は、共同調達を「例外的に認める」趣旨に合致しない。また、閾値が遵守されたとしても公正競争が阻害される可能性が考えられるため、検証が必要。		考え方4-1	
18	<ul style="list-style-type: none"> 「NTT、NTT 東日本及び NTT 西日本のそれぞれの共同調達に係る額は当該各社のそれぞれの総調達額の 50%未満とすること」と規定されている点に関し、この 50%という数値そのものに合理的な理由は無く、当社としては例外的に共同調達を認める閾値として適切であるとは考えておりません。 また、50%未満の範囲内でありさえすれば公正競争を阻害しないというものではなく、本指針案の全ての規定をもって公正競争を阻害しないかどうか判断されると理解しているため、共同調達比率が50%未満でありさえすれば何の問題も無いと受け止められないよう、「50%未満の範囲内でありさえすれば公正競争を阻害しないというものではなく、本指針案の全ての規定をもって公正競争を阻害しないかどうか判断される」旨を指針に明記すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「NTTグループにおける共同調達に関する検討会」第3回会合における事務局説明のとおり、少なくとも、仮に、「NTT、NTT 東日本及び NTT 西日本のそれぞれの共同調達に係る額」が「当該各社のそれぞれの総調達額」の 50%以上となった場合には、共同調達を例外的に認めたこととした包括的検証最終答申の趣旨に反すると考えられることから当該規定を設けたものです。 	
19	<ul style="list-style-type: none"> 共同調達を「例外的に」許容するうえで、50%という閾値は社会通念上用いられる例外の水準とは大きくかけ離れており、最終答申に記載の趣旨に沿うべく、50%未満という閾値は可能な限り引き下げるべきと考えます。 特定の資材・機材に特化した共同調達による仕様の固定化等の公正競争阻害行為の抑止のためには、総調達額の閾値設定のみでは不十分であり、個別の資材の調達動向にも着目する必要があることから、特定の品目または特定の調達先の調達割合の偏りによる問題有無を個別に検証していただくよう要望します。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> なお、指針(案)に規定された措置がNTT等及び分離会社によって遵守されている場合においてもなお、公正競争が阻害される可能性は否定されないと考えられ、この点は、指針(案)において、「検証可能性の確保等」及び「指針の見直し等」について規定していることから明らかです。よって、原案のとおりといたします。事後検証については考え方1-5のとおりです。 	

	意見	考え方	案の修正
5 利用者利益の確保等			
意見5-1 利用者利益の確保等が指針(案)に明記されていることに賛同。ただし、設備競争を衰退させる可能性に留意が必要。		考え方5-1	
20	<ul style="list-style-type: none"> 共同調達の実施に伴う利用者利益の確保等の指針が示されたことは、情報通信市場の発展に資すると思えますので、賛同いたします。 この点、他の電気通信事業者への還元等については、接続料金や光サービス卸料金等の低廉化に寄与されることが推測されますが、その還元対象は接続事業者や卸先事業者等に限られることから、還元の在り方や内容によっては、自己設置事業者との間で競争上の不公平が生じる可能性があることに留意が必要と考えます。仮に「自ら作るよりも借りの方が有利」となるような状況となった場合、競争環境にゆがみを生じさせ、設備競争を衰退させる可能性があると考え、他の電気通信事業者への還元等の在り方については、共同調達の実施が「公正競争を阻害しない範囲において例外的に認められる」という前提を逸脱しないよう注視いただくよう要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 賛同の御意見として承ります。 御指摘の設備競争を衰退させる可能性といった点については、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがないかを含めて注視してまいります。 	
意見5-2 共同調達実施に当たっての利用者利益の確保は、努力義務にとどまらず当然果たすべき。		考え方5-2	
21	<ul style="list-style-type: none"> 最終答申 P.52 にあるとおり、「公正競争を阻害しない範囲において例外的に共同調達を認めることは、調達コストの低減等の効果を通じて、利用者への利益の還元が期待されるとともに、グローバル展開や先端的な研究開発に対する投資の促進に資する」という理由で共同調達が例外的に認められた以上、共同調達実施に当たっての利用者利益の確保は、努力義務にとどまらず当然果たすべきものと考えます。 <p>したがって、下記修正案のとおり修正すべきと考えます。</p> <p>【修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同調達の実施に当たり、利用者への利益還元や研究開発等に対する投資促進、電気通信市場の活性化等を目的として共同調達が例外的に認められたことから、次の事項を実施すること。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘のとおり、例外的に共同調達を認めるに当たっては、NTT等において、調達コストの削減等の効果を利用者への利益に還元する等、利用者利益の確保に取り組むことが強く求められる一方で、共同調達の実施に伴う調達コストの削減等の効果については、今後の実施状況等を踏まえて確認されるものであることから、原案が妥当と考えます。なお、第3回検討会においてNTTより、利用者利益確保として研究開発強化、ネットワークサービス料金低廉化等の表明がなされています。 	
意見5-3 NTTグループ会社以外の電気通信事業者に対して、同等の条件で参加する機会を付与することに賛同。公正な競争環境を確保するため、柔軟な運用により他事業者の参加を促進することが重要。		考え方5-3	
22	<ul style="list-style-type: none"> NTTグループ会社以外の電気通信事業者に対して、同等の条件で参加する機会を付与することは、公正競争の確保につながるから賛同いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 賛同の御意見として承ります。 	
意見5-4 NTTグループ会社以外の電気通信事業者の参加を促進するため、情報の開示をすべき。		考え方5-4	

23	<ul style="list-style-type: none"> NTT 持株会社殿等の NTT グループ会社が共同調達窓口を運営する場合、NTT グループ会社以外の電気通信事業者としては共同調達の成約可否が定かではない中で、営業・経営上の戦略に密接に関連する調達情報を当該窓口を提供することは躊躇するものと考えられ、外形的なファイアウォール等の措置がなされていたとしても参加は困難と考えます。NTT グループ会社以外の電気通信事業者の参加の促進のためには、共同調達の成約可能性を高める工夫が必要と考えられ、具体的には NTT 持株会社殿及び NTT 東西殿の共同調達実施予定の各種情報(案件エントリー時に共同調達参加希望事業者の提示が必要とした情報:NTT 持株会社殿が第 2 回検討会にて説明の内容)の開示が必要と考えます。 以上を踏まえ、下記修正案のとおり修正すべきと考えます。 <p>【修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同調達において、NTTグループ会社以外の電気通信事業者に対して、同等の条件で参加する機会を付与するとともに、NTT等は、共同調達実施予定の品目等の情報(製品区分(ルータ等)、仕様概要(ハイエンド、ローエンド等)、購入予定量、予定納期等)について可能な限り開示し、他事業者の参加促進に努めること。 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共同調達の実施にあたり、NTTグループ会社以外の電気通信事業者の参加を促進するよう、NTTにおいて、円滑な参加に必要な情報の提供など、着実に対応していくことが適当と考えます。 	
24	<ul style="list-style-type: none"> なお、共同調達の参加条件にあたっては、事業者毎に、その規模や体制等の資材調達に関する環境は一律ではないことにも配慮が必要と考えるところ、NTT グループ会社とそれ以外の事業者の間で、共同調達を希望する資材の仕様、ベンダ、必要時期等について差異が生じた場合についても、例えば、同種の資材は共同調達を実施する等、柔軟な運用とすることは、NTT グループ会社以外の事業者の参加促進につながることから、公正な競争環境の確保に重要であると考えます。 また、資材を調達する際の対象ベンダ候補や選定条件・理由等の情報及び、共同調達に至らなかった詳細理由について、共同調達に関わる関係者がその内容を確認できることは、共同調達業務の適正化につながり、利用者利益の確保に資するものと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
意見5-5 NTT グループ会社以外の電気通信事業者の参加状況等についても検証し、必要に応じ、参加条件等を見直しを要望。		考え方5-5	
25	<ul style="list-style-type: none"> なお、共同調達の参加条件等によっては、NTT グループ会社以外の事業者の共同調達への参加が実質的に排除され、NTT グループ会社のみでの共同調達となるおそれが想定されます。仮にそのような状況となった場合、公正競争の阻害につながることから、NTTグループ会社以外の電気通信事業者の参加状況等についても検証いただき、問題が生じている場合は、共同調達の参加条件等を見直しいただくよう要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 考え方1-5のとおり。 	

	意見	考え方	案の修正
6 検証可能性の確保等			
意見6-1 資材別の検証等、詳細な検証が必要。		考え方6-1	
26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事後検証については、前述の通り、資材別の検証等、詳細な検証が必要と考えており、公正競争への影響が懸念される資材については、共同調達の対象から除外するという措置が必要と考えます。 ・ 特に、ローカル5G にも利用される無線通信装置・機器(無線基地局、固定無線通信端末等)については、NTT東西とNTTドコモによる共同調達によって、CATV事業者等ローカル5G を担う地域の主体の競争排除につながっていないか等、公正競争に与える影響について、継続的に注視していく必要があると考えます。 ・ また、NTT 等による潜脱的な行為を防止する観点から、総務省において以下のような確認が必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ○ NTT 等と分離会社が実質的な共同調達を実施したにもかかわらず、共同調達比率を低く見せかけるために、共同調達としてカウントしないといった潜脱的な行為が行われていないか。 ○ NTT グループ内の共同調達のマッチング率と他事業者との共同調達のマッチング率を比較した場合に大きな乖離があるなど、NTT グループ内の共同調達のみを有利に成立させる行為やファイアーウォールが実質的に機能していないことが疑われる行為がないか など ・ なお、「6 検証可能性の確保等」において、NTT 等及び分離会社の報告事項並びに公表することについて規定されておりますが、報告・公表は外部からの検証も可能なものとするのが重要であると考えます。 ・ 特に、総務省が行う検証については、外部からの検証可能性も確保可能となるよう、電気通信市場検証会議における「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」の中で分析・評価されるべきであると考えます。また、極力詳細なデータをもって検証が行われるべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 考え方1-5のとおり。 	
27	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会(第3回)において、NTT 持株会社殿より、総務省殿への報告に当たり、対象のデータ以外にも必要なデータがあれば、可能な範囲で前向きに報告する旨の表明があったことも踏まえ、検証の効率化及び負担軽減の観点から、下記修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。 <p>【修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>上記に基づき、次の事項を総務省に報告するとともに、公表すること。その際、適正かつ効率的な検証を可能とすべく、当該事項のみならず関連情報も含めた形かつ理解が容易な形で報告し、または公表するよう努めること。</u> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		

28	<ul style="list-style-type: none"> 共同調達には NTT グループ独自仕様固定化促進の懸念もあり、実施にあたってはこの点で公正競争阻害のないことが求められます。また、利用者に対する利益の還元等が適切に行われているかの検証にあたっては、調達コスト削減効果の定量的な数値(額、割合、単価変動等)が必要と考えます。 以上を踏まえ、下記修正案のとおり修正すべきと考えます。 <p>【修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 共同調達により調達した資材の仕様及び利用の状況並びに共同調達による調達コスト削減効果(額、割合、単価変動等)及び利用者に対する利益の還元等の状況 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>			
29	<ul style="list-style-type: none"> 本指針の「5 利用者利益の確保等」に記載のある、NTT グループ会社以外の電気通信事業者に対する共同調達参加機会の付与については、前述のとおり NTT グループ会社以外の電気通信事業者は営業・経営上の戦略に密接に関連する調達情報を共同調達窓口を提供することには躊躇するものと考えられ、現状の枠組み案では十分に機能しない可能性があります。したがって、参加機会の付与の実効性を確保するためには、NTT 持株会社殿及び NTT 東西殿に対し、参加事業者別(NTT グループ会社とそれ以外の電気通信事業者)のマッチング成約率の報告または公表を求めた上で、NTT グループ会社に対する成約率がそれ以外の会社に対する成約率よりも高い場合にはその要因を分析し、追加的措置を講じることが必要です。 以上を踏まえ、下記修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。 <p>【修正案】</p> <p>○各事業年度の実施状況(次の事項を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加事業者別(NTTグループ会社とそれ以外の電気通信事業者)のマッチング成約率 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>			
意見6-2 総務省への報告は、検証に必要な事項を網羅すべき。また、支障のない範囲での定量的な公表を義務付けるべき。		考え方6-2		
30	<ul style="list-style-type: none"> 共同調達は原則禁止を維持しつつ、NTT 持株会社殿及び NTT 東西殿自身の競争力向上等を目的にあくまで例外的に認めるものであることを踏まえると、少なくとも総務省殿への報告に当たっては、企業経営上の配慮をしつつも検証に必要な事項を網羅することが必要です。また、公表に当たり企業経営上の配慮が必要な事項についても、一切の公表義務を免除するのではなく、支障のない範囲での定量的な公表を義務づけることが、検証可能性確保の観点から不可欠と考えます。 以上を踏まえ、下記修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。 <p>【修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> (ただし、公にすることにより、企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるものは除くが、共同調 	<ul style="list-style-type: none"> 総務省への報告については、考え方1-5のとおり。 公表については、NTT 等において、いただいた御意見も参考としつつ、指針(案)を踏まえた対応が検討されるものと考えます。 		

	<p>達は公正競争を阻害しない範囲において例外的に認めるものであることから、検証可能性確保の観点から原則として定量的な形(概数、比率等)で公表するものとする。)</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
意見6-3 検討会第3回会合における事務局資料と記載を合わせるべき。		考え方6-3	
31	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証可能性確保の観点からは分離会社別の共同調達額についても示されるべきであり、この点、検討会(第3回)において事務局から示された案では、分離会社別の共同調達額も報告対象事項として含まれていました。 ・ 以上を踏まえ、下記修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。 <p>【修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>共同調達額(共同調達の相手方となる分離会社別の共同調達実績、国外の機器製造業者等からの調達額を含む。)</u> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御指摘のとおり修正します。 	○
意見6-4 NTT等と分離会社の報告事項を同じものとするべき。		考え方6-4	
32	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報告・公表の対象事項について、分離会社はNTT持株会社殿及びNTT東西殿と同様に共同調達認められていないことを踏まえると、両方で扱いに差を設ける必要はなく、検証可能性の確保の観点から、共同調達額をはじめ、可能な限り報告・公表の対象事項に含めるべきと考えます。 ・ したがって、下記修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。 <p>【修正案】</p> <p>【NTTコミュニケーションズ、NTTドコモ、NTTデータ及びNTTコムウェア】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各事業年度の共同調達に係る実施計画(本指針に基づき講ずる措置の内容を含む。) ○各事業年度の四半期ごとの実施状況(共同調達に係る資材の種類別の調達実績を含む。) ○各事業年度の実施状況(次の事項を含む。) <ul style="list-style-type: none"> ・ 本指針に基づき講じた措置 ・ <u>共同調達により調達した資材の仕様及び利用の状況並びに共同調達による調達コスト削減効果(額、割合、単価変動等)及び利用者に対する利益の還元等の状況</u> ・ <u>共同調達額(国外の機器製造業者等からの調達額を含む。)</u> ・ 総調達額 <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 御指摘の点については、NTT等及び分離会社の総調達額に占めるNTT等の総調達額の割合が大きく減少しており(1994年度:約8割→2018年度:約2割)、NTT等及び分離会社内におけるNTT等による影響力が大きく低下していると考えられることや、現在、NTT等においては共同調達が実施されていないこと等を踏まえ、共同調達を例外的に認めた場合の影響が大きいと考えられるNTT等に特に着目しつつ、事業者における報告に係る負担等も考慮し、指針(案)において報告主体及び報告事項を整理したものであり、原案のとおりいたします。 	

	意見	考え方	案の修正
7 指針の見直し等			
意見7-1 賛同。ただし、単年や隔年であってもNTT等の総調達額の割合が大幅に超過する場合等においては、公正競争の確保に支障が生じるおそれがある点に留意が必要。		考え方7-1	
33	<ul style="list-style-type: none"> 共同調達の実施状況等に基づき検証を行い、その結果を公表することは、公正競争の確保に資すると考えますので、賛同いたします。 公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる例として、「NTT 等及び分離会社の総調達額に占める NTT 等の総調達額の割合が 2 年を超えて継続して 25%を超える場合」と示されたところ、NTT 等の総調達額が仮に単年や隔年であっても、その割合が大幅に超過する場合等においては、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあると考えます。総務省殿においては、この点に留意いただき、検証いただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 賛同の御意見として承ります。 御指摘のとおり、仮に、NTT等の総調達額の割合が単年で25%を超過する等の事態が生じた場合は、NTT等に対してその理由を確認する等の対応を行ってまいります。また、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがないか引き続き注視してまいります。 	
意見7-2 指針の見直しの閾値として25%は適当ではない。また、見直しの方向性を例示すべき。		考え方7-2	
34	<ul style="list-style-type: none"> 公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合の例として、「NTT 等及び分離会社の総調達額に占める NTT 等の総調達額の割合が 2 年を超えて継続して 25%を超える場合等」とされておりますが、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終答申に記載があり、NTT 等の調達額の割合が約 8 割から約 2 割に減少したことを前提として本検討会での議論が始まったことを踏まえ、例にある 25%という閾値は 20%以下に設定することが適当であると考えます。 本検討会において、突発的な需要への対応として閾値に余裕を持たせるべきとの論点がありましたが、「NTT 等及び分離会社の総調達額については、調達の一時的な増減による影響等を考慮し、直近の 3 事業年度における総調達額の平均をもってみなす」という措置と「2 年を超えて継続して」という条件によって、十分に突発的な需要への対応ができる条件になっていると考えます。 指針の見直しについては、公正競争確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合に行うこととされていることから、条件を緩和する方向の見直しが行われることは無いと理解しております。 また、本指針を見直す例として、特定の資材において、NTT等及び分離会社の総調達額に占めるNTT等の総調達額の割合が高く、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがある場合は、当該資材について、「2 共同調達が例外的に認められる資材」から除外する見直しを行う旨の例示を追記頂きたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 御指摘の点については、「NTT等及び分離会社の総調達額」に占める「NTT等の総調達額」の割合に関する推移等を踏まえ、「NTTグループにおける共同調達に関する検討会」において議論がなされ、一時的な設備投資の増減による影響や2018年度現在における当該割合等を考慮した上で、25%が適当とされたことを踏まえ、指針(案)に規定しているところです。 	
意見7-3 公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合や見直しの方向性について、例示を追記すべき。		考え方7-3	

35	<ul style="list-style-type: none"> 指針の見直しについては、公正競争確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合に行うこととされていることから、条件を緩和する方向の見直しが行われることは無いと理解しております。 また、本指針を見直す例として、特定の資材において、NTT等及び分離会社の総調達額に占めるNTT等の総調達額の割合が高く、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがある場合は、当該資材について、「2 共同調達が例外的に認められる資材」から除外する見直しを行う旨の例示を追記頂きたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指針(案)の「公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合の例」については、仮に該当することになれば、ただちに、公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められると考えられるものを記載したものであり、当然、これ以外の場合においても、公正競争の確保に支障が生ずるとおそれがあると認められる可能性は否定されないと考えます。 また、指針の見直しの方向性については、見直しの契機となった事由や共同調達の実施状況、その時点における市場環境等を踏まえ、別途検討されることが適当と考えます。 	
36	<ul style="list-style-type: none"> 最終答申 P.52 にあるとおり、「かつては国内総合通信ベンダからの調達が大宗を占めていたものが、グローバル通信ベンダからの調達へとシフト」したことも例外的に共同調達を認める前提となつていますが、直近では NTT 持株会社殿と日本電気株式会社殿の資本業務提携、5G 投資促進税制等、国内ベンダ回帰の動きに加え、今後の IOWN 構想やネットワーク仮想化の進展等により、グローバル通信ベンダからの調達へのシフトといった最終答申に記載の前提条件が崩れる可能性が高まっています。事実、NTT 持株会社殿からは、直近、「グローバルイズムは変容し、サプライチェーンの見直しが起きる」「NTTは国内回帰で、信頼できる国や企業との構築を進める。(中略)5G関係の部品などで検討する」等の発言※がなされています。(※2020年6月12日付け日経産業新聞より) 上記最終答申の前提が異なる状況下での共同調達は、NTT グループ独自仕様の固定化等相互接続・卸を受ける事業者の事業に制約を与える懸念があり、認めるべきではありません。 したがって、下記修正案のとおり下線部を追記すべきと考えます。 <p>【修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> (公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合の例) <u>共同調達は、国内総合通信ベンダからの調達がグローバル通信ベンダからの調達へとシフトしたことを前提とした例外的な措置として認められるものであり、この前提条件に変化が生じた場合(国内総合通信ベンダからの調達への回帰等)</u> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
意見7-4 総務省は、競争事業者に対して検証結果のみならずその理由を併せて説明すべき。		考え方7-4	
37	<ul style="list-style-type: none"> 本指針の実効性確保にあたっては共同調達実施状況等の適正な検証が不可欠であり、そのためには検証の透明性確保が重要であることから、総務省殿は、少なくとも競争事業者に対して検証結果のみならずその理由を併せて説明すべきと考えます。 したがって、下記修正案のとおり以下下線部を追記すべきと考えます。 <p>【修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省は、共同調達の実施状況等に基づき検証を行うとともに、その結果<u>(他の電気通信事業者に対してはその結果に至った理由を含む。)</u>を公表 	<ul style="list-style-type: none"> 考え方1-5のとおり。 	

		【ソフトバンク株式会社】	
意見7-5 共同調達の開始初年度と次年度における算定方法を見直すべき			考え方7-5
38	<ul style="list-style-type: none"> ・ 注釈4の「直近の3事業年度における総調達額の平均」について、仮に共同調達開始初年度を平均算定の起算点とした場合、最短で見直しが共同調達の開始から4年目となってしまう適当ではないことから、共同調達の開始初年度と次年度における算定は、少なくとも以下のいずれかにて行う必要がある認識です。 (1)共同調達開始初年度前に遡って3事業年度の平均を算定 (2)共同調達開始初年度を起算点とし、初年度は単年度、次年度は2事業年度で算定 ・ (1)の場合、初年度と次年度の算定にあつては、共同調達開始前の実績値を算定に用いることとなり、3事業年度の平均でみたときに、初年度と次年度は閾値25%の範囲内で許容され得る調達額の割合が著しく大きくなり、3年度目以降の検証と比較して規制が緩やかになるおそれがあり適切ではありません。したがって、当該調達額の割合の算定に当たっては、一律に共同調達開始後の実績を用いる(2)の方法を採用することが適当であると考えます。 ・ 以上を踏まえ、下記修正案のとおり以下下線部を追記すべきと考えます。 <p>【修正案】 (注釈4)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT等及び分離会社の総調達額については、調達の一時的な増減による影響等を考慮し、直近の3事業年度における総調達額の平均をもってみなす。<u>ただし、共同調達開始初年度は単年度の総調達額、次年度は直近2事業年度における総調達額の平均をもってみなす。</u> 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 「NTTグループにおける共同調達に関する検討会」で示されたように、「NTT等及び分離会社の総調達額」に占める「NTT等の総調達額」の割合に関する推移等を踏まえれば、共同調達を実施することによる当該割合の変動は大きくないと想定され、共同調達の開始前と後において、算定方法を変えるべき積極的な理由は見受けられません。なお、NTT等の総調達額の割合が単年で25%を超過する等の事態が生じた場合は、NTT等に対してその理由を確認する等の対応を行ってまいります。
意見7-6 調達額の割合の算定の正確性を検証すべき		【ソフトバンク株式会社】	考え方7-6
39	<ul style="list-style-type: none"> ・ 25%の閾値は共同調達が例外的に認められる前提となる極めて重要なものであり、当該調達額の割合の算定の正確性(割合の算定にあたって用いる分子・分母の範囲が年度毎に異なっていないか等)には特に注意を払い検証を行う必要があります。 ・ 加えて、計算方法によっては算定された割合が実態を正確に示さないことが考えられ、具体的には以下のような場合はNTT 持株会社殿及びNTT 東西殿の総調達額の割合が実態より低い数値となる懸念があります。 <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTドコモ殿が単独で調達した資材で設置した設備を、NTT 持株会社殿又はNTT 東西殿へ貸し出す 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 御指摘の点については、NTT等と分離会社との間における設備の共同利用等の進展等を注視しつつ、今後の運用において整理することが適当と考えます。

<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西殿と NTT ドコモ殿で共同利用する資材の調達にあたり、利用実態に比して多くの割合を NTTドコモ殿が負担する ・ 今後、仮想化の進展等によって汎用的な資材が共同利用される場面も増え、上記のような事例が生じやすくなると考えられ、算定の正確性を確保すべく、下記修正案のとおり以下下線部を追記すべきと考えます。 <p>【修正案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>NTT等及び分離会社の総調達額 に占めるNTT等の総調達額の割合が2年を超えて継続して25%を超える場合等。なお、分離会社が調達した資材をNTT等が利用する場合は、利用実態に照らし相応の額をNTT等の調達額とみなし算定すること</u> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>		
<p>意見7-7 公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合の例外とされている「災害その他やむを得ない事情」が拡大解釈されることを懸念。</p>	<p>考え方7-7</p>	
<p>40</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合の例外として、「災害その他やむを得ない事情」とありますが、例示が「災害」のみにとどまっており、実際の運用においては「その他やむを得ない事情」が拡大解釈され、過度に例外が許容される懸念があります。 ・ したがって、「その他やむを得ない事情」として現時点で想定され得る事情を、あらかじめ具体的かつ網羅的に示すべきと考えます。 ・ 検討会(第2回)においては、NTT 持株会社殿より、NTT 持株会社殿及び NTT 東西殿と分離会社との総調達額に占める NTT 持株会社殿及び NTT 東西殿の総調達額の割合の閾値について、集中的な装置更改や災害対応等のある程度の単年度のゆらぎを踏まえた上で「30%以下」という水準のご提案がありました。 ・ 共同調達は原則禁止を維持しつつ例外的に許容するものであること及び上記 NTT 持株会社殿自身のゆらぎの想定範囲を踏まえ、災害時等の例外を設けるにしても無制限に認めるべきでなく、一定の上限値を設けるべきと考えます。 ・ 以上を踏まえ、下記修正案のとおり以下下線部を追記すべきと考えます。 <p>【修正案】 (注釈 5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>災害その他やむを得ない事情により、一時的に当該割合を超える場合は、30%を超えない範囲においてこの限りでない。</u> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「その他やむを得ない事情」については、自己の責めに帰すことのできないという点においては、「災害」に並び立ちうる程度の事情であると一般的には解されるものの、個別具体的に判断されるべきものであるため、原案のとおりといたします。 ・ また、以上を踏まえれば、御指摘のような一律の閾値を設けるのではなく、仮に、当該割合を大きく超える等の事態が生じた場合は、NTT等に対して個別に事情を確認することが適当と考えます。 	

意見7-8 公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合が生じた場合は、ただちに共同調達に関する例外的な扱いを終了すべき。		考え方7-8
41	<ul style="list-style-type: none"> 公正競争の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合が生じたにもかかわらず、共同調達が続けられることがあってはならないと考えます。このため、次のように修文すべきと考えます。 <p><修文案></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の適正化を図るとともに、共同調達に関する例外的な扱いを終了するものとする。 <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 考え方7-3 二段落目のとおり、指針の見直しの方向性については、見直しの契機となった事由や共同調達の実施状況、その時点における市場環境等を踏まえ、別途検討されることが適当と考えます。
意見7-9 総務省が事後検証を行うために、事前検証及び市場による監視も徹底すべき。		考え方7-9
42	<ul style="list-style-type: none"> 共同調達の実施が公正競争にあたえうる影響について、その因果関係を判定することは困難であるとともに、事後規制では不可逆的な投資を回避できないこと等から、「総務省が共同調達の実施状況等に基づき検証を行う」ために、事前検証ならびに市場による監視も徹底すべきと考えます。 具体的には、NTT等関連会社による共同調達の実実施計画及び実施状況の報告において、調達を行う一定期間前に当該調達に係る詳細条件及び関連ガイドラインの遵守状況の提出ならびに公表を行うべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「NTTグループにおける共同調達に関する検討会」において指摘されたとおり、共同調達を例外的に認め、調達コストの低減等の効果を通じて利用者への利益の還元等を実現するに当たっては、共同調達の実施において、公正競争を確保しつつも、一定の機動性や柔軟性を確保する必要があることを踏まえ、指針(案)において、構造的な措置等に加え、必要な報告、事後検証及び指針の見直しを含め総合的に規定しているところです。

	意見	考え方	案の修正の有無
8 その他			
意見8-1 GE-PONについて共同調達を推進し通信費の低減を図るべき。		考え方8-1	
43	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTT 東西で同一サービスを提供しているにもかかわらず、機器が異なる方が解約者の機器を引き取り新規契約者用に再利用して減価償却を行いやすくする事を阻害し逆にコスト高となる。 ・ FTTH の GE-PON に関しては共同調達を推進しコスト低減分を加入光ファイバに係る接続料改定の値下げに反映し通信費の低減化を図るべき。 ・ また、GE-PON 方式を採用する KDDI や CATV 各社と NTT で同一仕様の部分を大規模に調達し、各社の独自仕様 (CATV 放送機能等) は追加機能として後付けする様なコスト低減策に転換するべき。 ・ NTT 東西では通信機器に接続する光トランシーバーの規格として広く普及している「SFP+」インタフェースを使用した小型 ONU を採用しており、この部分を他事業者と共同で一括調達し、各社で異なる会員管理システム、光回線 CATV 規格は、「SFP+」インタフェースを挿入するルーター本体で各社独自仕様として各社で調達する。 <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ いただいた御意見はご参考として承ります。 	
意見8-2 賛同。		考え方8-2	
44	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本案に賛成である。 ・ 国民としては、共同調達を口実に、不適切に別事業者の事業に介入を行い(その様な行為の駆動力に警察庁・警視庁や特定政治家などの要請・圧力がある場合なども内に含む)、個人情報等についての不適切な扱いを発生させる事を恐れるのであるが、指針案を見る限り、特段問題無さそうであると思われた。 <p style="text-align: right;">【個人2】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賛同の御意見として承ります。 	